

積算基準及び歩掛表の建設局版と企業庁版の相違点（令和5年10月1日）

【共通事項】

建設局版の「愛知県建設局」及び「愛知県建設局及び都市・交通局」の記載は、企業庁版では「愛知県企業庁」と読み替える。

積算基準及び歩掛表（その1）（その2）（その3）【土木工事編】

項目	建設局版	企業庁版	頁
(その1)【土木工事編】			
第2章 工事費の積算			
① 直接工事費			
7.端数処理 3)一般管理費等及び 工事価格(イ)	工事価格の金額は 1,000円単位とする。	工事価格の金額は 1,000万円以上は1万円 未満切捨てとする。 1,000万円未満は1,000円 未満切捨てとする。	I-2-①-3
第4章 設計積算上の注意			
② 設計変更の取り扱い			
2.変更請負額の算定	愛知県財務規則第134条	愛知県企業庁財務規定 第140条第2項	
5.設計変更のできる範囲	愛知県建設局・都市・交通 局・建築局設計変更事務取 扱要領による。	設計変更に伴う契約変更取 扱細則による。	I-4-②-1
6.設計変更による 契約変更の範囲	愛知県建設局・都市・交通 局・建築局設計変更事務取 扱要領による。	設計変更に伴う契約変更取 扱細則による。	I-4-②-2
第5章 随意契約方式により 工事を発注する場合等 の共通仮設費、現場管 理費、及び一般管理費 等の調整について			
① 随意契約方式により 工事を発注する場合等 の共通仮設費、現場管 理費、及び一般管理費 等の調整について			
1.適用範囲	平成29年3月1日付28建企第 486号「諸経費調整積算等 の取扱いについて(通知)」	平成29年3月24日付28企総 第564号「諸経費調整積算 の取扱いについて(通知)」	I-5-①-1

積算基準及び歩掛表【調査・設計業務委託】

項目	建設局版	企業庁版	頁
【調査・設計業務委託】			
第1章 総則			
第4節 設計等における 数値の扱い			
4-2 端数処理等の方法			
(10) 業務価格	業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	業務価格は、1,000万円以上は1万円未満切捨てとする。1,000万円未満は1,000円未満切捨てとする。調整は諸経費又は一般管理費で行う。ただし、単価契約は除くものとする。	1-3
第5節 設計変更の取り扱い			
5-2 変更業務委託料の算定	愛知県財務規則第134条	愛知県企業庁財務規定第140条第2項	1-6
5-5 設計変更のできる範囲	愛知県建設局設計変更事務取扱要領による。	設計変更に伴う契約変更取扱細則による。	1-6